

愛媛労働局からのお知らせ

平成27年2月2日(月)は、労働保険(労災保険・雇用保険)料の第3期分の納付期限となっています。

事業主の皆さまへは、1月20日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いします。なお、口座振替をご利用の事業主の皆さまにつきましては、2月16日が口座振替納付日となっていますので、届出口座への入金をお願いします。ご不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ

愛媛県労働局 労働保険徴収室

☎ 089-935-5202

特定最低賃金改正のお知らせ

愛媛労働局では、特定最低賃金を改正し、平成26年12月25日から施行することとしました。施行後の最低賃金額は次のとおりです。

- ①パルプ、紙製造業…1時間 810円、②はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業…1時間 820円、③電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業…1時間

右記の特定最低賃金には、適用除外の労働者と、①から③の産業には適用除外の業種が定められており、これらに該当する場合は、愛媛県最低賃金(1時間680円)が適用されます。

問い合わせ

愛媛労働局 賃金室

☎ 089-935-5205

宇和島労働基準監督署

☎ 0895-224655

えひめ結婚支援センター
「ボランティア推進募集」

「えひめ結婚支援センター」

では、更なる活動を推進するため、現在、イベント運営にご協力いただく「ボランティア推進員」を募集しています。

次日の日程で、希望者を対象に説明会を開催しますので、ご興味のある方はぜひご応募ください。

※事前申込みが必要です。

日 時 1月24日(土)

10時～11時30分

場 所 八幡浜センチュリーホテルイトー
えひめ結婚支援センター

☎ 089-933-5506



政府統計

平成26年工業統計調査を実施します



工業統計キャラクター・コウちゃん

- 平成26年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成26年12月31日時点で実施します。
- 工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- 調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます。
- 調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外（税の資料など）に使用することは絶対にありません。
- 調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御回答をよろしくお願いいたします。

経済産業省・都道府県・市区町村